

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神埼市長

市町村名 (市町村コード)	神崎市 (41210)
地域名 (地域内農業集落名)	城田 (上直鳥、下直鳥、姉、乙南里、新宿、大石、下黒井、上黒井、十条、嘉納、丙太田、丁太田、上地、詫東、詫西、高志、下板、藤西、又南里、藤東)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月21日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地域は神埼市の南部に位置する平坦地であり、米、麦、大豆を主体とした土地利用型農業を中心に、施設園芸や露地野菜を組み合わせた複合経営が盛んである。
- ・農業法人、集落営農組織、認定農業者や認定新規就農者(以下、「担い手」)に農地の大部分が集約されているが、今後、担い手の高齢化等により耕作放棄地の増加が想定されるため、新たな人材の確保・育成が必要となる。

【地域の基礎的データ】

- ・農業法人、集落営農組織数 17組織
- ・認定農業者、認定新規就農者数 28人
- ・主な作物 水稻、大豆、麦、アスパラガス、いちご、キャベツ、甘しょ、きゅうり、ブロッコリー、花きみず菜、小松菜、ほうれん草

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・土地利用型作物では、担い手への農地の集積・集約化を推進し、機械の大型化やスマート農業技術の導入等により作業の効率化を図るとともに、集落営農組織の法人化を進める。
- ・施設園芸では、地域内外からの就農希望者をサポートできるトレーナー制やトレーニングファームによる研修および就農可能な園芸団地を形成することで、新規就農者を確保できる体制づくりを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

※赤字箇所1,978㎡の除外

区域内の農用地等面積	616.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	616.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・耕作が行われている農用地については、農作物が生産されているため、農業上の利用が行われている区域に入れている。同様に、将来耕作ができる状態を作っている維持管理農用地についても、区域として入れている。ただし、荒廃農地など農地として活用できる状態ではない農用地等については、区域からは除外している。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構の活用により、利用権の設定及び農作業受委託等の促進を図り、担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構に貸し付けた農地は、担い手の経営意向や所有者の意向に配慮し、段階的に集約を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
・スマート農業機械や大型農業用機械の導入における、作業の効率化を図るための農地の大区画化や、園芸団地として産地を形成するための農地の汎用化など、必要に応じた基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から多様な経営体を募り、地域の担い手として育成していくため、行政およびJA等と連携し、就農相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じ活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落マップ(目撃・被害発生情報や防止柵、箱わなの設置状況等)づくりや連絡体制を構築する。
- ③農作業の効率化・生産性の向上を図るため、次世代農業であるスマート農業を推進する。
- ⑦多面的機能が適切に発揮されるよう地域活動や営農を継続し、農地の保全・管理を行う。
(多面的機能支払交付金)
- ⑧共乾施設の再編を検討する。